

山口FPの

事業承継

A to Z



ファイナンシャル・プランナー
山口 大介

山口大介、59歳。証券会社に勤務後、ファイナンシャル・プランナーとして独立。経営者のクライアントも多く、相続・事業承継のコンサルティングを行うことも多い。

争族を防ぐ生前贈与

資産承継のタイミングを選ぶ

こんにちは、山口大介です。今年も花咲く季節がやってきました。今回は「争族を防ぐ生命保険」の活用法をご案内しました。今回は、贈与を活用して、資産をしっかり引き継ぐ方法についてご紹介します。

例えば、相続人として長男と長女がいて、長男には自社株などを、長女には一定の現金を残そうと考えている経営者の方がいるとしましょう。もし長女に残す金額が決まっているなら、相続を待たず、もっと早い時期に資産を引き渡す＝生前贈与を行うのも1つの方法です。

生前贈与のメリットとして挙げられるのが、まず節税効果を期待できること。贈与には毎年110万円の非課税枠がある「暦年贈与」に加え、「住宅取得資金贈与の特例」や「教育資金の一括贈与」など、高額な資金を非課税で一括贈与できる制度もあります。これらの制度の利用には様々な要件がありますが、上手に使うことで合理的な資産承継が可能になります(ただし、相続発生前3年以内の贈与は相続時の財産とみなされ、相続税の対象となります＝相続税の持ち戻し)。

贈与相手を選択できるため、将来の相続時に誰がどの遺産を受け取るかなどでトラブルが起こるのを未然に防ぐ効果が期待できます。また、財産を渡す時期を自由に決められるため、受贈者の資金需要に合わせて資産承継を行えることも、利点の1つです。

お金の移動はオープンに

とはいえ、生前贈与には注意点もあります。まず覚えておきたいのが、贈与は贈与者と受贈者の合意があってはじめて成立するという点。税務調査対策のためにも、生前贈与の際には契約を書面で交わしておくようにしましょう。

次に「生前贈与＝必ず節税効果があるとは限らない」こと。特に注意したいのが、不動産などの贈与です。不動産は価格や取引にかかる税などの問題も出てきます。事前に専門家に相談することをおすすめします。

大切なのは、贈与の事実を他の相続人にオープンにしておくこと。特定の人に贈与を行うと疑問を感じる人は多いのですが、贈与は将来の相続を見据えてのことであり、誰にどのように資産承継したいと思っているか、自分の意思を伝えておくことが重要です。

M

■ 表1 争族を避ける贈与のポイント

- 1 生前贈与のメリットを確認。
- 2 暦年贈与を上手に活用しよう。
- 3 目的別の非課税制度にも注目。
- 4 契約を書面で残しておこう。
- 5 お金の移動は、全相続人にオープンに。

■ 表2 贈与に使える主な非課税枠・制度

種類	暦年贈与	住宅取得資金贈与の特例	教育資金の一括贈与
お金の使い道	自由	自宅の購入、新築、増改築	学校の授業料、入学金、学校以外の教育施設の使用料など
受贈者1人当たりの非課税限度額	年間110万円	2020年3月末まで700万円、2020年4月～2021年3月末まで500万円、2021年4月～2021年12月末まで300万円*	1,500万円
贈与する人、受ける人の条件／適用期間	なし	父母や祖父母などの直系尊属から、20歳以上の子や孫へ。2021年12月末までの贈与	父母や祖父母などの直系尊属から、30歳未満の子や孫へ。2019年3月31日までの贈与

*一般住宅の場合。各贈与には他にも細かい要件がある。